

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 15 日

各都道府県・指定都市・中核市
生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を
利用する際の申請期限について(周知)

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

厚生労働省においては、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられ、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の給付を行っているところです。

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けとることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給しています。

令和2年4月1日から6月 30 日までの休業に係る休業支援金・給付金の支給申請については、令和2年9月 30 日が申請期限となることから、申請期限の具体的な取扱について、下記のとおり周知いたしますので、自立相談支援機関等において、生活にお困りの方へ本支援金・給付金を案内される際には、ご注意ください。

また、各都道府県におかれては、管内市町村に周知いただくよう、よろしくお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請期限

令和2年4月1日から6月 30 日までの休業に係る休業支援金・給付金の支給申請については、令和2年9月 30 日の申請期限までに申請受付先(※)に到達していなければなりません。また、令和2年7月1日以降における休業に係る休業支援金・給付金の申請期限は以下の表のとおり。

(※) 〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金にかかる申請期限 休業した期間	受付開始日	締切日(郵送の場合は必着)
令和2年4～6月	令和2年7月10日(金)	令和2年9月30日(水)
令和2年7月	令和2年8月1日(土)	令和2年10月31日(土)
令和2年8月	令和2年9月1日(火)	令和2年11月30日(月)
令和2年9月	令和2年10月1日(木)	令和2年12月31日(木)

2 ホームページでのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業支援金・給付金の特例情報や具体的な手続きの流れについては、厚生労働省・都道府県労働局のホームページでご案内しております。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

また、ご不明な点がございましたら下記のコールセンターまでお問合せください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276

(受付時間 8:30～20:00 月～金)
(8:30～17:15 土日祝)

以上